

## 第22期第12回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年3月1日（水） 14：00～  
場 所 相馬会場（主会場）  
相馬双葉漁業協同組合2階大会議室  
(相馬市尾浜字追川196)  
いわき会場（副会場）  
福島県水産会館研修室  
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

### （1）議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）  
(するめいか)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）  
(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))

議案第3号 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))  
に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更案について（諮問・答申）

### （2）報告事項

令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

- 6 閉会

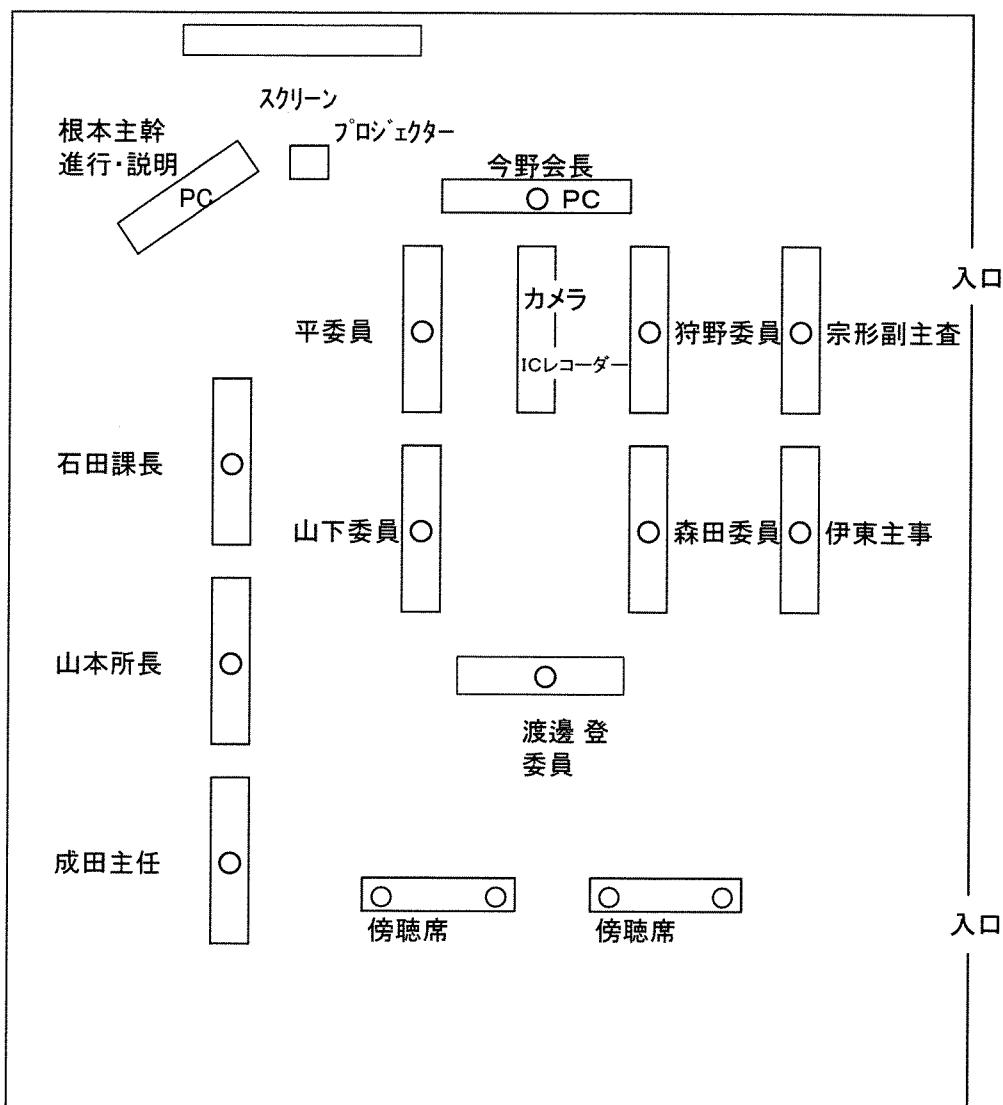
## 第22期第12回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時：令和5年3月1日(水) 14:00～  
 場 所：相馬会場 (相馬双葉漁業協同組合2階大会議室)  
           いわき会場 (福島県水産会館研修室)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	石田 敏則	相馬
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産事務所長	山廻邊 昭文	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産海洋研究 センター所長	水野 拓治	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産資源研究所長	山本 達也	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	海区事務局 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 主事	熊田 湧樹	いわき
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主事	伊東 亮太	相馬
学識経験	川邊 みどり	いわき	〃 主事	金子 正子	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき			
学識経験	渡邊 千夏子	W E B			
中立	宮下 朋子	いわき			

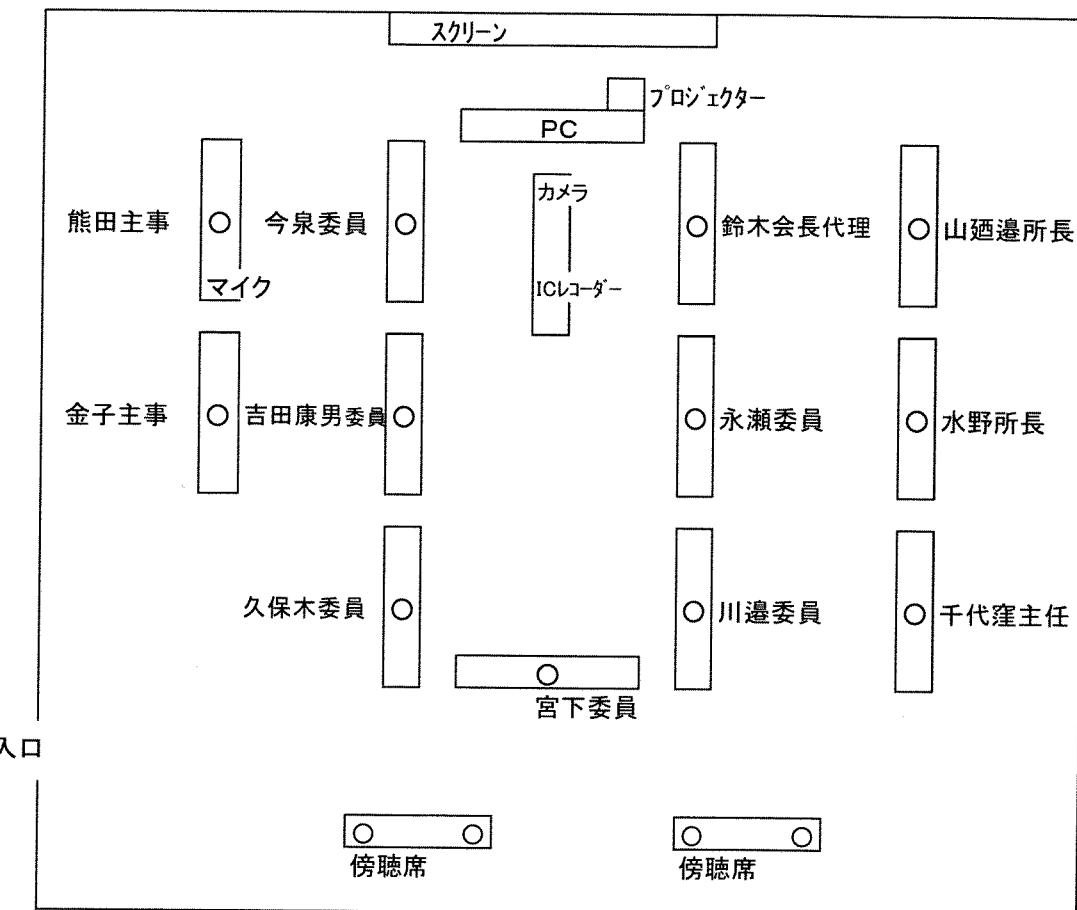
## 第22期第12回福島海区漁業調整委員会 席次

相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階大会議室

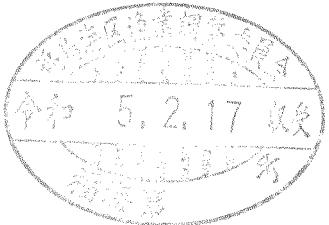


## 第22期第12回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室



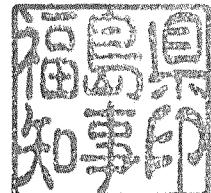
# 議案第1号



4 生流第 4085 号  
令和 5 年 2 月 16 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、するめいかに関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

## 1 概 要

特定水産資源のうち、するめいかについて、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和5管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。

## 2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

## 3 策定の必要性

特定水産資源である「するめいか」の令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、令和5年2月14日付け4水管第3412号で農林水産大臣から通知された。

知事は、資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。

## 4 策定の内容

農林水産大臣から通知された数量について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

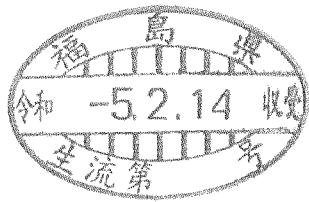
特定水産資源	本県に配分された 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分 する数量
するめいか	現行水準	現行水準

## 5 諮問予定

令和5年3月1日開催 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 令和5年3月1日 | 第22期第12回福島海区漁業調整委員会諮問・答申     |
| 3月中旬     | 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議       |
| 3月下旬     | 農林水産大臣の承認通知                  |
| 3月末まで    | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ） |



4水管第3412号  
令和5年2月14日

福島県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

#### 記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.00%	50トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間（すけとうだらは平成29年から令和元年、するめいかは平成30年から令和2年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

# 福島県資源管理方針(抜粋)

(別紙1-6)

## 第1 特定水産資源するめいか

### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福島県するめいか漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業  
及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所  
の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福島県するめいか漁業に配分する。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

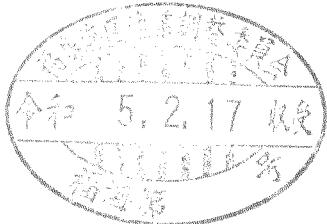
小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行ふこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

### 第5 その他資源管理に関する重要事項 特になし。



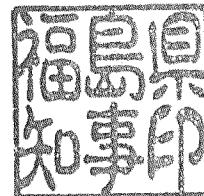
議案第2号



4 生流第 4094 号  
令和 5 年 2 月 16 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業
- 2 配分する数量 13.4 トン

二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業
- 2 配分する数量 1.8 トン

## 1 概 要

特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して、令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。

## 2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）

## 3 変更の必要性

特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の令和4管理年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、法第15条第6項の規定に基づき変更され、令和5年2月10日付け4水管第3362号で農林水産大臣から通知があった。

これを受け知事は、法第16条第5項の規定に基づき知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。

## 4 変更の内容

農林水産大臣から通知された数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更する。

特定水産資源	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	13.3トン	13.4トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.8トン

## 5 経 緯

（本文中のA～Gは、別紙「くろまぐろ令和4管理年度都道府県別漁獲可能量の融通の状況」の表中の記号。）

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績（A）が、本県に定められた都道府県別漁獲可能量（B）を超過（C）。

水産庁からの都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第6回）（令和5年1月10日付け水産庁資源管理部管理調整課長事務連絡）に対し、配分量の譲り受けを希望する旨回答（令和5年1月23日付け4生流第3751号）。

その結果、くろまぐろ（小型魚）については、水産庁仲介により0.1トンを譲受（D）、くろまぐろ（大型魚）については、青森県から0.1トン、山形県から0.7トンを譲り受け（E）、都道府県別漁獲可能量が変更された（F）。

## 6 諒問予定

令和5年3月1日開催 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諒問

(経過・今後のスケジュール)

- 令和5年1月10日 水産庁から融通に係る要望調査（第6回）  
1月23日 水産庁に対し譲受要望を提出  
1月25日 水産庁から要望調査（第6回）の結果の通知  
譲渡可能とした県との協議開始  
2月1日 青森県及び山形県との協議成立、水産庁に対し協議結果  
の報告  
2月3日 国から都道府県別漁獲可能量変更に関する意見照会  
2月8日 国に対し意見照会に対する回答  
2月10日 国から都道府県別漁獲可能量変更の通知  
3月1日 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諮問  
3月中旬 知事管理漁獲可能量の変更・公表（県報登載、水産課ホ  
ームページ）、農林水産大臣への報告

## くろまぐろ令和4管理年度都道府県別漁獲可能量の融通の状況

R5.2.16

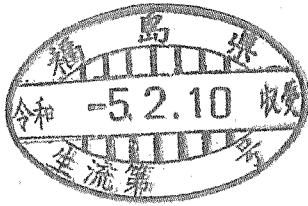
福島県水産課

特定水産資源	漁獲実績※ (A)	【変更前】		【変更後】	
		都道府県別 漁獲可能量 (B)	超過数量 (C=A-B)	水産庁仲介 (D) (県名・数量) (E)	他県からの譲受 漁獲可能量 (F) (G=A-F)
くろまぐろ (小型魚)	13.6トン	13.3トン	0.3トン	0.1トン	13.4トン 0.2トン
くろまぐろ (大型魚)	2.0トン	1.0トン	1.0トン	— (青森県0.1トン 山形県0.7トン)	1.8トン 0.2トン



超過分について、  
R5.2.8付け4生流  
第3939号で譲受要  
望提出

※ くろまぐろ（小型魚）は、R4.4.1～R4.12.23までの漁獲実績。くろまぐろ（大型魚）は、R4.4.1～R4.12.21までの漁獲実績。



4水管第3362号  
令和5年2月10日

福島県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	13.3トン	13.4トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.8トン

写

別記様式第6号

4生流第3751号  
令和5年1月23日

水産庁資源管理部管理調整課長様

福島県農林水産部水産課長  
(公印省略)

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に  
係る要望調査(第6回)に対する回答

令和5年1月10日付けのくろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲  
可能量の融通に係る要望調査(第6回)について、下記のとおり交換又は譲受を希望する  
配分量(交換又は譲渡が可能な配分量)を提出します。

記

1 交換又は譲受を希望する配分量(当初配分(又は現時点の配分)からの増加を要望す  
る配分量)

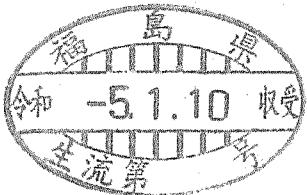
要望する類型	種類	配分量
譲受	小型魚	0.3トン
譲受	大型魚	1.0トン

2 交換又は譲渡が可能な配分量(当初配分(又は現時点の配分)からの減少可能な配分  
量)

要望する類型	種類	配分量(※)
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	0トン ( )
譲渡	小型魚又は大型魚	0トン

※ 交換を希望する配分量のうち、交換の協議が調わない場合の譲渡の可否について、記  
載をお願いします。配分量の下の括弧内に(譲渡可)、(譲渡不可)又は(トン譲渡  
可)を記載してください。

(事務担当 副主査 宗形 電話 024-521-7379)



事務連絡  
令和5年1月10日

都道府県水産主務課長 殿

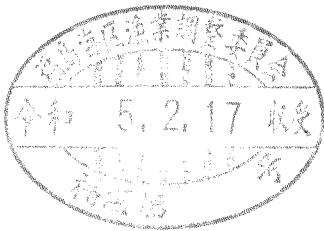
水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に  
係る要望調査（第6回）

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調  
査（第6回）について、配分量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲  
渡を希望する配分量を、配分量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡  
が可能な配分量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、令和5年1月23日（月）までに提  
出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、水産庁資源管理部管理調整課長へ融通の協議  
の仲介を要請することを可能としています。

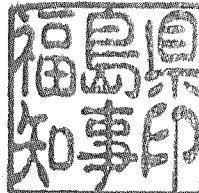
# 議案第3号



4 生流第 4106 号  
令和 5 年 2 月 16 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））  
に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更案について  
(諮問)

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分について、下記の取扱いとしたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求める。

記

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量が変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379)

## 1 概 要

特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量について、同管理年度中に変更が見込まれる。

都道府県別漁獲可能量が変更された場合、令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更することとなるが、その取扱いを定めるもの。

## 2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）

## 3 変更の必要性

特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の令和4管理年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、水産庁から融通に係る要望調査（第7回）（令和5年2月1日付け水産庁資源管理部管理調整課長事務連絡）があり、令和5年2月8日付け4生流第3939号で譲受要望を提出している。

融通の協議が整った場合、本県の都道府県別漁獲可能量が変更され、令和5年3月上旬に国から通知される見込みである。

これを受け知事は、法第16条第5項の規定に基づき知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。

## 4 知事管理区分への配分の取扱い

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量が変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

## 5 4により知事管理区分員配分された数量の取扱い

次回福島海区漁業調整委員会において報告する。

## 6 諮問予定

令和5年3月1日開催 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・今後のスケジュール)

- 令和5年2月1日 水産庁から融通に係る要望調査（第7回）  
2月8日 水産庁に対し譲受要望を提出  
2月20日 水産庁から要望調査（第7回）の結果の通知  
譲渡可能とした県との協議開始  
2月24日 水産庁に対し協議結果の報告  
2月27日 国から都道府県別漁獲可能量変更に関する意見照会  
3月1日 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諮問  
3月2日 国に対し意見照会に対する回答  
3月上旬 国から都道府県別漁獲可能量変更の通知  
3月中旬 知事管理漁獲可能量の変更・公表（県報登載、水産課ホームページ）、農林水産大臣への報告  
4月以降 福島海区漁業調整委員会において報告

写

別記様式第6号

4生流第3939号  
令和5年2月8日

水産庁資源管理部管理調整課長様

福島県農林水産部水産課長  
(公印省略)

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に  
係る要望調査(第7回)に対する回答

令和5年2月1日付けのくろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可  
能量の融通に係る要望調査(第7回)について、下記のとおり交換又は譲受を希望する配  
分量(交換又は譲渡が可能な配分量)を提出します。

記

1 交換又は譲受を希望する配分量(当初配分(又は現時点の配分)からの増加を要望す  
る配分量)

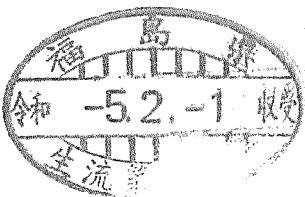
要望する類型	種類	配分量
譲受	小型魚	0.2トン
譲受	大型魚	0.2トン

2 交換又は譲渡が可能な配分量(当初配分(又は現時点の配分)からの減少可能な配分  
量)

要望する類型	種類	配分量(※)
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	0トン ( )
譲渡	小型魚又は大型魚	0トン

※ 交換を希望する配分量のうち、交換の協議が調わない場合の譲渡の可否について、記  
載をお願いします。配分量の下の括弧内に(譲渡可)、(譲渡不可)又は(トン譲渡  
可)を記載してください。

(事務担当 副主査 宗形 電話 024-521-7379)



事務連絡  
令和5年2月1日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に  
係る要望調査（第7回）

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調  
査（第7回）について、配分量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲  
渡を希望する配分量を、配分量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡  
が可能な配分量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、令和5年2月13日（月）までに提  
出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、水産庁資源管理部管理調整課長へ融通の協議  
の仲介を要請することを可能としています。



# 報告事項

令和5年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について（令和5年3月1日現在）

## 1 福島海区漁業調整委員会関連

月	行 事 名	開催場所
4	<b>□ 第22期第13回海区漁業調整委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（まさば・ごまさば）</li> <li>・知事許可漁業の制限措置等について（諮問・答申）（一斉更新）</li> <li>・福島海区漁場計画の案について（答申）</li> <li>・知事許可漁業の取扱方針等の一部改正について（協議）</li> <li>・福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について</li> <li>・特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）</li> </ul>	相馬市
7	<b>□ 第22期第14回海区漁業調整委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）（くろまぐろ）</li> <li>・漁業権の免許について（諮問・答申）</li> <li>・知事許可漁業の制限措置等について（諮問・答申）（小型定置）</li> <li>・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示</li> <li>・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示</li> <li>・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について</li> </ul>	いわき市
10	<b>□ 第22期第15回海区漁業調整委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（まあじ・まいわし）</li> <li>・ひらめの採捕制限に関する委員会指示</li> </ul>	福島市
12	<b>○ 宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会</b> <b>▲ 太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会</b>	宮城県 東京都
1	<b>□ 第22期第16回海区漁業調整委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（くろまぐろ）</li> <li>・すくい網漁業に関する委員会指示</li> <li>・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示</li> <li>・漁業権に係る資源管理状況等について（報告）</li> <li>・漁業生産力の発展に関する計画について（報告）</li> </ul>	相馬市 (いわき市)
2	<b>□ 第22期第17回海区漁業調整委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（するめいか）</li> <li>・いか釣り漁業に関する委員会指示</li> </ul>	相馬市 (いわき市)
3	<b>▲ 太平洋広域漁業調整委員会</b>	東京都

## 2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

月	行 事 名	開催場所等
5	◆ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、理事会（会長・事務局） (今野会長が全国会長に就任予定)	東京都
6	◆ 全国海区漁業調整委員会事務局長会議（事務局長他） ◆ 会長、副会長会議、理事会（会長・事務局） ◆ 全国海区漁業調整委員会 国等への要望活動（会長・事務局）	北海道 東京都 (同日)
10	◆ 全国海区漁業調整委員会連合会 ・東日本ブロック会議（会長他） ・日本海ブロック会議（事務局） ・西日本ブロック会議（事務局） ・九州ブロック会議（事務局） ◆ 海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議（事務局）	静岡県 山口県 広島県 佐賀県 鹿児島県
12	◆ 会長、副会長会議（会長・事務局）	東京都
2	◆ 事務局幹事会（事務局）	東京都
3	◆ 中間監査、表彰選考委員会、理事会（会長・事務局） ◆ 委員会指示集発行 ◆ 会報発行	東京都